

必要な書類

- 1 事業計画書 1部 (※の1～5までを記入)
 - 2 区域変更理由、見取図、施設配置図 1部
 - 3 地籍図 1部
 - 4 地籍測量図 1部 (分筆の場合のみ)
 - 5 土地登記簿謄本 1部(写しで可)
 - 6 法人の場合 法人登記簿、定款 1部(写しで可)
 - 7 埋立又は排水の工事が必要な場合はその計画書 1部
 - 8 確約書(土地改良事業の完了地区)、承諾書(土地改良事業の予定地区)
※土地改良事業の受益地からの除外をする場合に必要です。
(注)売買契約が済んでいる場合には、譲受人からとります。
 - 9 代替地の検討結果(農用地区域を除外する場合は、農用地区域外に代替する土地がないか必ず検討してください。)
※1件もない場合は除外が不可能になります。
 - 10 その他市長が必要と認めるもの。
- 上記1から10までを編纂して提出してください。
- 印鑑については全て認めて構いません。
- 不明な点は、担当課(出水市役所本庁 農林水産課)へお問い合わせください。